

平成26年(2014年)御嶽山噴火非常災害現地対策本部の設置について

## 1. 趣旨

平成26年(2014年)御嶽山噴火による災害において、被災地方公共団体及び関係省庁が一体となって、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、災害対策基本法第25条第6項の規定に基づき、平成26年(2014年)御嶽山噴火非常災害対策本部に、その事務の一部を行う組織として、平成26年(2014年)御嶽山噴火非常災害現地対策本部(本部長:松本内閣府大臣政務官)を置く。

## 2. 構成

内閣府、警察庁、消防庁、農林水産省、林野庁、国土交通省、国土地理院、 気象庁、防衛省

- 3. 設置場所 長野県庁
- 4. 設置日時 9月28日22時00分

<本件問合せ先> 内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(災害緊急事態対処担当)付 小野、森田、中川

TEL: 03-3501-5695 (直通) FAX: 03-3503-5690